

茨城県後期高齢者医療広域連合人事発令に関する規程

平成 19 年 3 月 29 日

訓令第 5 号

改正 平成 21 年 3 月 31 日 訓令第 3 号

改正 平成 26 年 3 月 28 日 訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、広域連合長の権限に属する人事に関する発令（以下「人事発令」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 派遣 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 17 の規定による派遣その他の団体から受ける職員の派遣をいう。
- (2) 採用 現に職員でない者を職員に任命することをいう。
- (3) 役付の職 事務局長、事務局次長、課（室）長、課（室）長補佐、企画員及び班長の職をいう。
- (4) 役付職員 役付の職に就いている職員をいう。
- (5) 昇任 現に任用されている職員を、従前の職より上位の職に任命することをいう。
- (6) 配置換 同一任命権者内において、役付職員については、現についている役付職員の職と同等の他の役付職員の職に任命することをいう。役付職員以外の職員については、その勤務課所を変更することをいう。
- (7) 併任 任命権者を異にする他の機関の職員を、その職を保有させたまま、職員の職に任命することをいう。
- (8) 兼務 同一の任命権者内において、現職にあるまま更に他の職を兼ねさせることをいう。
- (9) 事務取扱 役付職員に事故があるとき、又は欠けたとき、その職員が職務に従事できるようになるまでの間又はその欠員の職が補充されるまでの間、臨時に事故に係る役付の職又は欠員の職に係る職務を、組織上同等以上の職にある職員に行わせることをいう。
- (10) 事務代理 役付職員に事故があるとき、又は欠けたとき、その職員が職務に従事できるようになるまでの間又はその欠員の職が補充されるまでの間、臨時に事故に係る役付の職又は欠員の職に係る職務を、組織上、下位の職にある職員にその職務を行わせることをいう。

(11) 退職 職員が自発的な意思により、任命権者の承認を得て、その職を退くことをいう。

(辞令書の交付)

第3条 職員の採用、昇任、退職等の人事発令は、当該職員に対し、辞令書（別記様式）を交付して行うものとする。

(人事発令の形式)

第4条 辞令書に記載する発令形式は、別表の定めるところによるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年3月29日から施行する。

附 則（平成21年訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

訓 令（平成26年訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 特別職の職員

(1) 特別職の発令

発令形式	摘要
茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任する	副広域連合長の選任の根拠法 地方自治法第292条において準用する同法第162条
(職を解く場合) ① 願により本職を免ずる ② 本職を免ずる	①は、職員の意思により退職する場合 ②は、広域連合長が一方的に職を解く場合の発令形式である。 なお、任期満了の場合は発令を要しない。

(2) 各種行政委員会委員の発令

発令形式	摘要
茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任する	1 監査委員の選任の根拠法 地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項
茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員に選任する	2 公平委員会委員の選任の根拠法 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項 行政委員会の委員中、選挙管理委員会委員は、選挙において当選することにより、委員となるので発令を要しない。
(職を解く場合) ① 願により本職を免ずる ② 本職を免ずる	職を解く場合の発令については、「副広域連合長」の場合と同じ。 なお、任期満了の場合は発令を要しない。

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に該当する特別職の発令

発令形式	摘要
茨城県後期高齢者医療広域連合〇〇委員会（審議会）委員に任命する （茨城県後期高齢者医療広域連合〇〇委員会（審議会）委員を委嘱する）	「任命する」と「委嘱する」の表現は、委員の任命に関する法令の条文中の表現に一致させるものとする。ただし、同一法令で両者の表現を用いている場合は、常勤の一般職にある者に対しては「任命する」を用い、その他は「委嘱する」を用いるものとする。
(職を解く場合) ① 願により茨城県後期高齢者医療広域連合〇〇委員会（審議会）委員を解く ② 茨城県後期高齢者医療広域連合〇〇委員会（審議会）委員を解く	①は、職員の意思により退職する場合 ②は、広域連合長が一方的に職を解く場合の発令形式である。 なお、任期満了の場合は、発令を要しない。

(4) 地方公務員法第3条第3項第3号に該当する特別職の発令

区分	発令形式	摘要
嘱託員の場合	茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員に任用する 〇〇課（室）勤務とする	勤務課所については、「2 一般職の職員の部」の「(1) 採用の発令」の「役付職員以外の場合」の②を参照のこと。
	(職を解く場合) ① 願により茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員の任用を解く ② 茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員の任用を解く	①は、職員の意思により退職する場合 ②は、広域連合長が一方的に職を解く場合の発令形式である。

2 一般職の職員

(1) 採用の発令

区分	発令形式	摘要
役付職員の場合	茨城県後期高齢者医療広域連合職員に任命する 〇〇課（室）長に補する	職員を役付職員として採用する場合の発令形式である。 役付の職名を明示し、課（室）長補佐以下の役付の職名については、必要に応じ当該職名の前に課（室）名及び班名を明示する。
役付職員以外の場合	茨城県後期高齢者医療広域連合職員に任命する ① 〇〇に補する ② 〇〇課（室）勤務を命ずる ③ 〇〇を命ずる	職員を役付職員以外の職員として採用する場合の発令形式である。 ①は、職名を明示する。 ②は、勤務課所の発令である。発令の対象となる勤務課所は、茨城県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 2 号）に規定する課（室）名を明示する。 ③は、特に職名を明らかにしておくことが必要と認められるものについてのみ用いる。

(2) 昇任の発令

発令形式	摘要
〇〇課（室）長に補する （〇〇課〇〇班長に補する）	

(3) 配置換の発令

区分	発令形式	摘要
役付職員の場合	〇〇課（室）長に補する	役付の職名については、「2 一般職の職員」の「(1) 採用の発令」の「役付職員の場合」を参照のこと。
役付職員以外の場合	〇〇課勤務を命ずる	勤務課所については、「2 一般職の職員」の「(1) 採用の発令」の「役付職員以外の場合」の②を参照のこと。

(4) 併任の発令

発令形式	摘要
あわせて茨城県後期高齢者医療広域連合職員に任命する ① 〇〇課（室）長に補する ② 〇〇に補する ③ 〇〇課勤務を命ずる	①は、役付職員の場合の発令形式である。 なお、役付の職名については、「2 一般職の職員」の「(1) 採用の発令」の「役付職員の場合」を参照のこと。 ②及び③は、役付職員以外の職員の場合の発令形式である。 ②は、職名を明示する。 ③は、勤務箇所の発令である。 なお、勤務箇所については、「2 一般職の職員」の「(1) 採用の発令」の「役付職員以外の場合」を参照のこと。
(解く場合) 併任を解く	

(5) 兼務の発令

区分	発 令 形 式	摘 要
役付職員 の職 の兼務 の場合	兼ねて〇〇課〇〇班長を命ずる ① (兼ねて〇〇課〇〇班長兼〇〇班 長を命ずる)	①は、2以上の職を同時に兼務させる場合の発令形式 である。
	(解く場合) 〇〇課〇〇班長兼務を解く (〇〇課〇〇班長及び〇〇班長兼務を 解く)	
勤務課所 の兼務 の場合	兼ねて〇〇課勤務を命ずる	
	(解く場合) 〇〇課兼務を解く	

(6) 事務取扱及び事務代理の発令

発 令 形 式	摘 要
〇〇課 (室) 長事務取扱を命ずる	事務取扱及び事務代理は、役付職員に事故があるとき、又は欠けたときに、必ず発令するというのではなく、任命権者が特に必要であると認めたとくに行うものである。
(解く場合) 〇〇課 (室) 長事務取扱を解く	

(7) 退職の発令

発 令 形 式	摘 要
願により本職を免ずる	

辞 令 書

氏 名

発令事項

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印